

議案第9号

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
の制定について

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和3年11月26日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例（昭和60年条例第14号）
の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に
改める。

第3条第1項中「利用」を「、利用」に改める。

第4条の見出し中「減免等」を「減免」に改め、同条第1項中「災害」を
「市長は、災害」に、「、特に市長が、必要」を「特に市長が必要」に改め、
同条第2項中「治療上」を「市長は、治療上」に、「特別室使用料は」を「特
別室使用料を」に改める。

第5条中「定める」を「別に定める」に改める。

別表中

「

死亡診断書	戸籍届出用	2通まで	2,200円
	その他	1通	1,100円
死体検案書	診療時間内	1通	5,500円
	診療時間外（深夜・休日除く）	1通	6,600円
	深夜（午後10時～午前6時）	1通	16,500円
	休日（午前6時～午後10時）	1通	11,000円
診断書	障害認定の診断書	1通	5,500円
	生命保険加入診断書	1通	3,300円
	その他	1通	2,200円
証明書	複雑なもの	1通	1,100円
	その他	1通	550円

を

」

「

文書料	一般診断書	1通	2,200円
	死亡診断書	1通	3,300円
	保険会社関係の診断書・証明書	1通	5,500円
	就労関係の診断書・証明書		
	自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書		
	交通事故診断書		
	年金関係診断書		
	後遺症障害診断書		
	身体障害診断書		
	特定疾病診断書		
	その他複雑な診断書		
	死体検案書	1通	6,600円
	一般証明書	1通	2,200円
	簡易な証明書	1通	1,100円

に改める。

」

別表の備考中「1. 1」を「1. 2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。